

佐賀県内訓練実施機関の皆さまへ

## 令和4年1～3月開講の求職者支援訓練に関する 認定申請（再募集）について

- 令和4年1～3月に開講する訓練の認定申請（再募集）の受付は、  
令和3年10月28日（木）から11月11日（木）に行います。
  - ・随時の受付ではありませんので、ご注意ください。
  - ・事前の相談は、10月14日（木）より可能です。
- 認定申請は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 佐賀支部が受け付けます。
- 認定要件を決める厚生労働省令（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する施行規則）は、平成23年7月25日に公布されています。
- また、関係通達についても、同日、公表されています。
- 令和4年1～3月期に開講する求職者支援訓練の認定コース及び分野とその認定定員の上限数等については、別紙令和3年度1～3月期の「求職者支援訓練の認定申請に係る訓練分野及び訓練規模」をご確認ください。  
なお、認定申請を行う上では、求人・求職の動向や【参考】「佐賀県委託訓練の予定」もご確認ください。
- 求職者支援訓練に係る申請・認定手続、認定基準関係等については、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 佐賀支部（TEL 0952-26-9496）にお問い合わせください。
  - ※ 申請にあたっての留意事項・作成等
  - 【（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページへ】
  - <http://www.jeed.or.jp/js/shien/index.html>

佐賀労働局 職業安定部 訓練室

〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3-20

佐賀第二合同庁舎 6階TEL 0952-32-7216 FAX 0952-32-7223

令和3年度1～3月期（再募集）（暫定）

求職者支援訓練の認定申請に係る訓練分野及び訓練規模

※ 表内の数値が、コース及び分野ごとの認定上限数となります。

	基礎コース		実践コース					小計	合計
	地域二一ズ枠 （※2）	IT(情報技術) 分野	介護・医療・福 祉 分野	医療事務 分野	営業・販売・ 事務分野	その他の分野 （※3）			
4年1月～3月 開講コース上限数	35	(15)	0	0	15	15	0	30	65
3年10月～12月 開講コース繰越数	55	(0)	15	25	15	30	3	88	143
4年1月～3月 開講コース上限数	90	(15)	15	25	30	45	3	118	208

- ※1 1訓練コースの定員数は、8～15人とする。
- ※2 基礎コースの「地域二一ズ枠」は、ハローワーク武雄・鹿島管轄区域内（武雄市、鹿島市、嬉野市、藤津郡、杵島郡）において実施する優先枠として設定し、認定枠の内数である。なお、当該枠の認定がない場合、翌期以降に同じ地域二一ズ枠として設定することができる。
- ※3 「その他の分野」については、表示している実践コースの分野以外で、特に佐賀県において求人ニーズが高い職種とする。
- ※4 基礎コース、実践コースの各分野で、同月と同地域（ハローワーク管轄単位）が両方同じ認定申請が複数重なった場合は、同一開講月と同一地域の重複を避けるため、重複しない開講月、地域の申請を優先する。
- ※5 新規参入枠（規模）は、四半期ごとに、基礎コースは30%以内、実践コースは分野全体の30%以内とするが、1コースの定員に満たない場合であっても、1コースは枠として設定できることとする。  
また、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。
- ※6 認定枠が1コース分しかないコース、分野に対して、実績枠と新規参入枠の申請があった場合には実績枠を優先する。
- ※7 基礎コース、実践コースの各分野で認定数が上限を下回った場合、翌期以降の同コース・同分野に繰り越すことができる。
- ※8 実践コースの全国共通分野（情報、介護・医療・福祉、医療事務）で認定数が上限を下回った場合には、申請の状況及び次期以降の計画等を鑑み、必要に応じ、同一認定期間の「営業・販売・事務分野」または「その他の分野」に振り替えることができる。
- ※9 実践コースの全国共通分野以外の訓練分野（営業・販売・事務、その他）のいずれかで認定数が上限を下回った場合には、申請の状況及び次期以降の計画等を鑑み、必要に応じ、同一認定期間の他方の分野に振り替えることができる。
- ※10 第3四半期及び第4四半期においては、前期の繰り越し分について、基礎コース・実践コース間の振り替えや実践コースの他の分野への振り替えを行うことができる。
- ※11 実践コースの各分野で、第4四半期において認定数が上限を下回り1コースに満たない端数が生じた場合、当該端数を集約して、別途指定する分野に振り替えることができる。
- ※12 認定は、四半期毎に行う。認定単位期間毎の具体的な内容は、佐賀労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部のホームページで周知する。

【参考】令和4年1月～3月における佐賀県委託訓練の予定

各コース・各分野の地域・開講月の設定をされる際の参考として、佐賀県の委託訓練を求職者支援訓練コース・分野に当てはめた場合の実施予定をお知らせします。（★開講予定コース数を表示）

	実施地域 (佐賀県内)	基礎コース		実践コース					計	合計
		地域二一ズ枠	IT	介護	医療	営・販・事	その他			
第4四半期 合計	佐賀市	2	0	2	0	2	1	0	5	7
	唐津市・伊万里市	1	0	1	0	0	0	0	1	2
	鳥栖市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	武雄市・鹿島市	0	(0)	1	0	0	0	0	1	1
1月	佐賀市	1		1		1			2	3
	唐津市・伊万里市			1					1	1
	鳥栖市								0	0
	武雄市・鹿島市			1					1	1
2月	佐賀市			1		1			2	2
	唐津市・伊万里市	1							0	1
	鳥栖市								0	0
	武雄市・鹿島市								0	0
3月	佐賀市	1					1		1	2
	唐津市・伊万里市								0	0
	鳥栖市								0	0
	武雄市・鹿島市								0	0

※地域二一ズ枠は、上記※2のとおり、ハローワーク武雄及び鹿島の管轄区域内（武雄市、鹿島市、嬉野市、藤津郡、杵島郡）でのコース設定です。  
※求職者支援訓練の計画を立てられる際は、上記の佐賀県委託訓練の予定も参考にしてください。

- 各コース・各分野の選定は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部において行われます。  
詳細については、求職者支援訓練認定申請説明会において説明されます。